

妊婦健康診査受診票についてのお知らせ（令和7年4月1日～）

妊婦健康診査って何をするの？

- ◇妊婦さんの健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状態を確認するため、身体計測や血液・血圧・尿などの検査を実施します。
- ◇特に“貧血”“妊娠高血圧症候群”“妊娠糖尿病”などの病気は、おなかの赤ちゃんの発育や妊婦さんの健康に影響を与える場合があります。妊婦健康診査を受けることで、病気などの早期発見・早期治療をすることができます



妊婦健康診査の費用の助成はあるの？

- ◇岩内町では、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成しています。各受診票による助成額は、下表でご確認ください。また、助成対象となる検査項目については、各受診票下部に記載しています。

※助成対象外の検査を実施した場合や、費用助成額を上回った場合には、自己負担が発生します。

標準使用時期	第1回 (妊娠8週前後)	第2回 (妊娠12週前後)	第3回 (妊娠16週前後)	第4回 (妊娠20週前後)	第5回 (妊娠24週前後)	第6回 (妊娠26週前後)	第7回 (妊娠28週前後)
公費負担上限額計	24,790円	6,310円	1,010円	1,010円	4,680円	6,310円	1,010円
妊婦一般健康診査	24,790円	1,010円	1,010円	1,010円	4,680円	1,010円	1,010円
超音波検査	—	5,300円	—	—	—	5,300円	—

標準使用時期	第8回 (妊娠30週前後)	第9回 (妊娠32週前後)	第10回 (妊娠34週前後)	第11回 (妊娠36週前後)	第12回 (妊娠37週前後)	第13回 (妊娠38週前後)	第14回 (妊娠39週前後)
公費負担上限額計	1,010円	1,010円	8,410円	6,670円	8,410円	8,410円	8,410円
妊婦一般健康診査	1,010円	1,010円	3,110円	6,670円	3,110円	3,110円	3,110円
超音波検査	—	—	5,300円	—	5,300円	5,300円	5,300円

※助成額は、令和7年4月1日現在のものです。受診票を使用する時期が年度をまたぐと、助成額が変更となる場合があります。

※第2回、第3回、第4回、第6回、第7回、第8回、第9回、第10回、第12回、第13回、第14回の受診票については、助産所でも使用することができます。

受診票の使用方法

- ◇妊婦健康診査受診時に、医療機関または助産所へ受診票を提出してください。
- ◇配布した受診票を使用できるのは、岩内町内に住民票のある方です。岩内町を転出した場合は、受診票を使用することができませんので、転出先の市町村で受診票等の交付を受けてください。

※配布した受診票は、北海道内の医療機関または助産所でのみ使用が可能です。

里帰り出産等により、道外で妊婦健康診査を受診する場合は、所定の手続きにより費用の払い戻しを行いますので、該当する方は下記までご相談ください。

令和5年4月1日より産婦健康診査にかかる費用（最大2回分、1回あたり5,000円まで）の一部助成も開始しました。産婦健康診査の受診票につきましては、妊娠8か月頃の支援時にお渡しします。

<お問い合わせは…>

岩内町役場 健康づくり課 健康推進係 直通電話：67-7086

